

## 独自修学支援制度の在学定期採用（春採用）について（お知らせ）（2020.05.28 更新）

- ※ **新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学生緊急支援策に基づき、掲載内容を更新いたしました。**
- ※ **本学独自修学支援制度に「給付型奨学金」を新設いたしました。**
- ※ **現下の状況を踏まえて、申請書類の提出期限を延長いたしました。**

「山梨学院大学・同短期大学修学支援のための授業料等減免規程」に基づき、独自修学支援制度の在学定期採用（春採用）を実施いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大抑制の観点から、引き続きキャンパスへの入構自粛をお願いしている状況を踏まえ、ホームページを通じて制度のあらましと申請手續のご案内、及び申請書類のダウンロード、提出書類の郵送等についてお知らせいたします。

### 国の「高等教育の修学支援新制度」について

2020年度から国の「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）」が実施されますが、山梨学院大学及び山梨学院短期大学（以下「本学」といいます）は、同制度の対象機関（確認大学等）ではありません。

そのため、2020年度に本学から国の「高等教育の修学支援新制度」に応募することはできません。

なお、2021年度に向けては、同制度の対象機関（確認大学等）の要件を満たすよう、現在準備を進めております。

### 本学独自の修学支援制度について

本学では、本科新生（1年生）及び在學生（2020年度の本科2年生及び専攻科1年生～2年生）を対象として、2020年度に本学独自の修学支援制度を実施しております。

（注：専攻科新生（1年生）は、「在學生」としての取扱いとなります。）

本修学支援制度は、国の「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）」とは異なる制度となります。

### 本修学支援制度の目的

本修学支援制度は、経済面での支援が特に必要な学生に対し、社会で自立し、また活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために、本学での修学に係る経済的負担を軽減することを目的とします。

## 支援の対象者

以下の要件を充足した在学学生を支援の対象とします。

- (1) **日本国籍、法定特別永住者、永住者等又は永住の意思が認められる定住者である学生**
  - ※ 留学など一定期間の滞在を目的とする在留資格は含みません
- (2) **規定の世帯年収区分に該当する学生**
  - ※ 住民税非課税世帯またはこれに準ずる世帯
- (3) **規定のGPA区分に該当する学生**
  - ※ 学業成績に関する認定基準を満たす学生
  - ※ 1年生の学業成績に関する認定基準は別要件を規定
  - ※ 専攻科保育専攻1年生については、本科あるいは進学前在籍学校のGPAを学業成績に関する認定基準とします
- (4) **学修意欲があると認められる学生**

## 給付型奨学金の新設について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の状況を踏まえて、独自修学支援制度の拡充を図るために、従前の「授業料等の減免」に加えて、「**給付型奨学金**」を新設いたしました。

詳細は、「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等」のページに掲げのご案内をご覧ください。

## 申請手続について

### 対象者 1

- ① **高等学校在学時に日本学生支援機構の予約採用手続をしていないが、本修学支援制度に申請をしたい1年生（大学・短期大学）**
- ② **短期大学本科2年生及び短期大学専攻科1年生～2年生**  
(注：専攻科新生（1年生）は、「在学学生」としての取扱いとなります。)

本修学支援制度への申請を希望する上記対象者は、【申請要領】及び【提出書類】をダウンロードし、案内資料に記載の申請要領に従い手続書類をすべて整備した上で申請してください。

### 【提出書類】

≪ダウンロードが可能な提出書類≫

- (1) **修学支援申請書**
- (2) **修学支援の措置に係る学修計画書**

≪ダウンロードができない提出書類≫

- (3) 「課税証明書」等（**住民票登録地の市役所・町役場等から取得してください。**）

※ 在学期採用（春採用）においては、**2018年（1月1日～12月31日）の収入に基づく2019年度住民税情報によって審査を行います。**

## 対象者2

**高等学校在学時に日本学生支援機構の予約採用手続をし、「給付奨学金」の採用候補者になっているが、入学時に申請手続をしていない本科新入生（1年生）**

### 【提出書類】

≪ダウンロードが可能な提出書類≫

- (1) **修学支援申請書（奨学生採用候補者用）**

≪ダウンロードができない提出書類≫

- (2) 「**令和2年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】**」のコピー（表面のみで結構です）

## 申請に係る授業料等納入の猶予について

本修学支援制度への申請時に所定の手続をしていただくことにより、授業料等の徴収を特別期日まで猶予することが可能です。申請に係る延納手続を希望される方は、申請書類とともに「**独自修学支援制度に関わる延納願**」をご提出ください。

## 申請書類の提出期限

**2020年6月30日（火）** ※提出期限が延長されました。

## 申請書類の提出方法

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う現下の状況を鑑みて、引き続きキャンパスへの入構自粛をお願いしているところから、申請書類の提出は郵送をもってお願いいたします。

**[郵送記録が残る、または追跡確認ができる形式での送付をお願いいたします。]**

## 申請書類の送付先

〒400-8575 山梨県甲府市酒折2-4-5

山梨学院短期大学事務局

(封筒の表面に「**修学支援制度申請書類在中**」と朱書してください。)

## お問い合わせ

山梨学院短期大学 事務局

TEL 055-224-1400 (平日 午前9時~午後5時)

電子メールアドレス shogakukin@ygu.ac.jp